



2022年5月11日

各 位

会 社 名 株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス
代表者名 代表取締役社長 蒔 田 穂 高
(コード番号：6249)
問合せ先 取 締 役 原 明 彦
(TEL. 03-6803-0301)

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、当社の株主である TK1 Ltd.（以下「提案株主」といいます。）より、本年6月開催予定の第11期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における議案について株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う旨の2022年4月8日付の書面（以下「本株主提案書」といいます。）を受領しておりましたが、本日開催の当社取締役会において、本株主提案について反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 本株主提案の内容

1. 議題

- (1) 剰余金の処分の件
- (2) 自己株式の取得の件

2. 議案の要領

【別紙】に記載のとおりです。なお、提案株主から提出された本株主提案書の該当記載を原文のまま掲載しております。

II. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

1. 剰余金処分の件

- (1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

- (2) 反対の理由

当社は、株主の皆様への適正な利益還元を最も重要な経営課題の一つと考えており、事業成長及び事業リスクに備えた内部留保を確保しつつ、財務面での健全性を維持し、安定的な配当を行うことを基本方針としています。

当社グループの中核事業はパチンコホール向けのプリペイドカードシステム機器等の販売であることから、当社グループの経営成績及び財政状況等は、娯楽の多様化及びパチンコ業界における規制環境の変化によるパチンコ遊技人口の減少、市場規模の縮小並びに加盟店舗数の減少といった事業環境の変化による影響を受けるこ

とになります。このような中核事業に関する事業環境の変化及び不確実性の高まりが見込まれる中で、当社グループの存続及び持続的な成長のためには、新規事業の開拓や機動的な設備投資等のため、十分な内部留保の確保が必要と考えております。

当社といたしましては、株主の皆様への利益還元を重視しつつも、十分な内部留保を確保したうえでこれを機動的に最大限活用することで、中長期的な視点による持続的な成長をより確実なものにすることが、株主の皆様の利益に資するものと考えております。

一方、実質的に親会社株主に帰属する当期純利益をはるかに超える額の配当を求める本議案は、仮に可決されれば、収益基盤の維持・拡大、及び新規事業への戦略的投資といった当社が持続的に成長し、中長期的に企業価値を向上するために必要不可欠な投資に支障をきたす恐れがあり、一時的な利益を追求する短期的な視点に立脚した提案であると言わざるを得ないものと考えます。

以上の理由から、当社取締役会としては、本提案に反対いたします。

2. 自己株式の取得の件

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社は、株主の皆様への適正な利益還元を最も重要な経営課題の一つと考えておりますが、事業成長及び事業リスクに備えた内部留保を確保しつつ、財務面での健全性を維持し、安定的な配当を行うことを基本方針としており、当社グループの中核事業に関する事業環境の変化及び不確実性の高まりが見込まれる中で、当社グループの存続及び持続的な成長のためには、十分な内部留保の確保が必要と考えております。

当社としては、当社グループの持続的成長につながる戦略的投資のための資金確保と、株主の皆様への安定的かつ継続的な利益還元との最適なバランスをとることが、ひいては株主の皆様の利益に資するものと認識しております。

一方、本議案は、当社の発行済株式総数の2割以上という大規模な自己株式の取得を提案するものであり、これが可決されれば、当社の継続的成長のための戦略的投資に向けた資金確保を困難にし、事業リスクへの対応力を弱める恐れがあるものと考えます。また、本議案は、本定時株主総会の終結の時から150日以内に自己株式の取得を完了することを提案するものですが、取得方法として市場取引による自己株式の取得を想定した場合には、当社の平均出来高等を勘案すると完了までに提案されている期間を大幅に超過する期間を要することが予想されるほか、公開買付けによる場合も、大規模な自己株式の取得を実現するため相当のプレミアムを支払う可能性があるなど、いずれの場合を想定しても非現実的な提案であると言わざるを得ません。

当社としても、自己株式の取得は株主還元の有用な一手段と認識しておりますが、

取得に際しては、その時点の株価動向や財務状況、資本政策、未公表の重要事実の有無等を踏まえて機動的に判断・実行すべきであり、性急に本議案にて自己株式の取得を確約することは、当社の中長期的な企業価値の向上につながらず、結果として株主の皆様の利益を損ねる事態となる可能性もあると考えております。

以上の理由から、当社取締役会としては、本提案に反対いたします。

以上

【別紙】

※提案者から提出された本株主提案書の該当記載を原文のまま掲載しております。

1. 提案する議題

(1) 剰余金の処分の件

会社法第453条及び第454条の規定に基づき、第11期の期末剰余金の株主に
対する配当として、普通株式1株当たり金1,000円を配当する。

(2) 自己株式の取得の件

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から150日以
内に、当社普通株式を株式総数3,000,000株、取得価額の総額5,000百
万円（ただし、会社法により許容される取得価額の総額（会社法第461条に定める
「分配可能額」）が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の総
額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

以上